

令和5年度 特別栽培補助金 緑肥の補助について

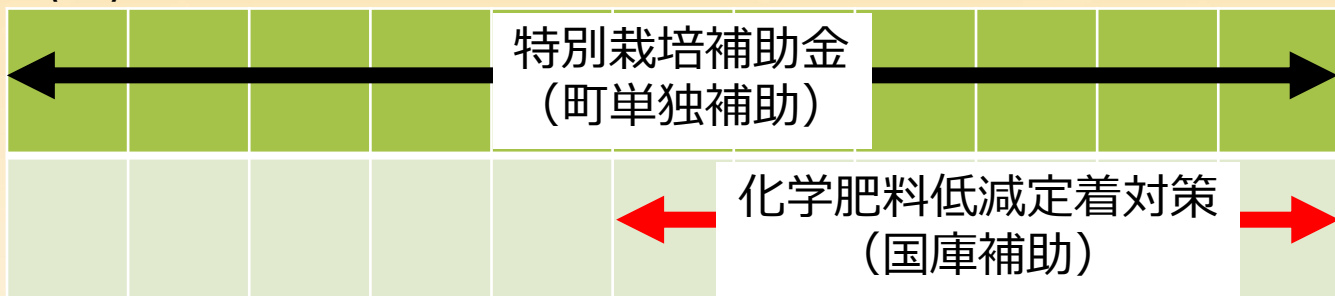
例年実施している、農業振興補助事業の緑肥の補助とは別に、国の事業である「化学肥料低減定着対策事業」を活用し緑肥を購入した金額の2分の1を補助します。

特別栽培補助金は令和5年1月から12月の1年間に購入した緑肥が対象になります。

「化学肥料低減定着対策」は令和5年6月から12月に購入した緑肥が対象になります。（※下記の図のとおり）

今年度は町単独補助と国庫補助のどちらも申請することが可能です。

1(月) 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12



➤ 対象者

- ・三芳町農家組合に所属している方
- ・決定した補助金は振込にて支払われます、農協口座（三芳支店）を有する人の氏名で申請してください。

➤ 交付金申請に必要な書類

- ・三芳町農家組合長連絡協議会農業振興補助金交付申請書兼請求書
- ・化学肥料低減定着対策事業交付金申請書兼請求書
- ・緑肥の購入数量（Kg）及び、購入額及び購入日がわかる書類
（注文書、領収書、請求書、又は販売事業者から提出された購入データ等）

※農協(口座振替)・山田採種場・清水商事・むさしの有機・鈴兼米穀・種七農芸園の6店で購入した方は上記書類の添付は不要です。

ただし、農協(口座振替)で個人情報取り扱いについての同意書を提出しない方及び農協(現金払い)の方は領収書の添付が必要になります。

➤ 申請期限

令和6年1月31日（水）※期限厳守

➤ 問い合わせ

三芳町農家組合協議会
(三芳町役場観光産業課内)

〒354-8555 三芳町大字藤久保1100番地1

電話番号：049-258-0019（内線212）